

第11章 ロシア

ロシアはWTO加盟交渉中の国でありWTO協定の適用を受けるものではないが、以下の措置は、加盟交渉中にWTO協定の基本的理念に逆行して導入されたものであり、現実に貿易歪曲効果を有する措置であることから、特にここで取り上げることにしたものである。

数量制限

穀物禁輸措置

<措置の概要>

ロシア政府は、2010年8月5日、干ばつによる国内生産量の減少から、2010年8月15日から2010年12月31日まで小麦、メスリン、大麦、ライ麦、とうもろこしなどの穀物の輸出を禁止することを決定（政府決定599号）した。その後、2010年10月20日、禁輸措置について、来年1月2日から6月30日までの期間も効力を有するとして、半年延長することを決定（政府決定853号）した。なお、禁輸対象として、小麦、メスリン、大麦、ライ麦、とうもろこしが引き続き列挙されているが、小麦粉、メスリン粉については対象から除外された。

FAOの統計によると、ロシアの輸出量シェア（2008年）は、小麦が8.9%（世界4位）、大麦が5.5%（同6位）、ライ麦が2.5%（同7位）となっている。

<国際ルール上の問題点>

ロシア政府は、干魃による食糧安保上の理由による一時的な措置と説明している。ロシアはWTO未加盟であり、本措置に関してWTOによる国際貿易ルールに基づいた問題提起は難しい。しかしながら、ロシアが2011年のWTO加盟を目指して交渉を進めているなかでとられた措置であることや、2008年の第20回APEC閣僚会議や2009年の第2回金融・世界経済に関する首脳声明（G20ロンドンサミット）にて首脳間で合意された、新たな輸出規制を含めた保護主義的措置を抑制する約束に反する措置であり、世界の小麦輸出量の8.9%（2008年）を占めるロシアによる措置であることから、穀物の国際相場へ大きな影響を及ぼすことが懸念される。また、2011年1月より、小麦は引き続き禁輸対象とする一方、小麦粉及びメスリン粉を禁輸措置の対象から外した点は、本件措置を食料安保上の理由とするロシア側の説明の正当性にも疑問を持たせるものである。

<最近の動き>

2010年9月のWTOロシア加盟交渉において、我が国より当該措置に対する懸念を表明した。

関税引上げ

自動車等の関税引上げ措置

<措置の概要>

ロシア政府は、2009年1月、自動車・バス・ト

ラック等の輸入関税を9ヶ月間引上げた。例えば、製造後5年以内のガソリン自動車については、当時25%の関税率を30%（製造後3年未満）又は35%（製造後3年以上5年以内）に、製造後5年を超えるガソリン自動車についても、当時の排気量1cc当たり1.4~3.2ユーロの関税基準（排気量により異同）を2.5~5.8ユーロに引き上げた。同措置は、同年10月に9ヶ月間延長され、2010年7月以降は、カザフスタン及びベラルーシとの三国で発足した関税同盟における共通輸入関税率の適用という形式で、事実上、無期限に延長された（関税同盟の自動車輸入関税は、排気量カテゴリーの部分削除等一部を除き、原則として関税引上げ後のロシアの関税体系を踏襲している。）。

また、ロシア政府は、2009年2月、一部鉄鋼製品について9ヶ月間関税を引上げた。同措置は、同年12月に9ヶ月間延長された。その他、同年11月、外径426ミリメートル以下の耐腐食性パイプ等一部鉄鋼製品について、3年間の特殊関税措置（セーフガード）を課した。

なお、ロシア政府は、2007年2月、丸太の輸出関税について自国の木材産業の工業化を促すことを目的に段階的引上げを決定し、当時6.5%の関税率を20%（2007年7月）、25%（2008年4月）と段階的に引上げたが、2009年1月に予定されていた80%への引上げについては、輸入国フィンランドの要請もあり2009年から3年連続で延期を決定している。

<国際ルール上の問題点>

前述のとおり、ロシアはWTOに未加盟であり、国際貿易ルールに基づいた問題提起は難しい。他方、我が国、ロシアを含むG20各国は、「金融・世界経済に関する首脳会合」を、2008年11月に米国ワシントンDC、2009年4月に英国ロンドンにおいて開催し、その首脳宣言において「今後12か月の間に、我々は投資あるいは物品及びサービス貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、世界貿易機関（WTO）と整合

的ではない輸出刺激策をとらない」ことに合意した。また、2009年9月米国ピッツバーグで開催された「金融・世界経済に関する首脳会合」においても、「保護主義との闘いに結束すること」が確認されており、ロシア政府の関税引上げ措置は、これら諸合意に明らかに反するものであると同時に、ロシアが加盟を希望するWTOの精神にも反するものである。

<政府の動き>

2008年11月にロシア首相府の「対外貿易・関税政策における保護措置に関する政府委員会」がロシア政府に外国製自動車の輸入関税引上げを勧告して以来、我が国政府は、在ロシア日本国大使館からの働きかけを含め、ロシア政府に対し同措置実施を再考するよう累次申入れした他、二階経済産業大臣（当時）からロシア連邦経済発展大臣及び産業貿易大臣に対し、「同措置を実施しないことを強く期待する」旨の書簡を發出した。

2009年2月、麻生総理（当時）サハリン訪問時の首脳会談において、麻生総理（当時）からメドヴェージェフ・ロシア大統領に対し、世界的な景気減速の中、保護主義の台頭に警戒しなければならないと述べ、ロシアの一部関税引上げ措置を念頭に懸念を表明した。

同年5月、プーチン首相訪日時の会談において、麻生総理（当時）からプーチン首相に対し、金融・世界経済に関する首脳会合における首脳宣言にもかかわらずロシア政府が関税引上げ措置を繰り返している点に言及し、保護主義を台頭させてはならないという日本政府の意思を伝えた上で、危機克服に向けたロシアの協力を要請した。

同年11月、APEC閣僚会合時の会談において、直嶋経済産業大臣（当時）からナビウリナ経済発展大臣に対し、自動車等の関税引上げ措置を見直すよう要請した。

同年12月及び2010年4月の貿易経済に関する日露政府間共同委員会において、岡田外務大臣（当時）からフリステンコ産業貿易大臣（当時）

に対し、一連の関税引上げ措置の早期撤廃を要請した。

我が国は、これら関税引き上げ措置の撤回に向けて、今後もあらゆる機会を通じて引き続き適切な対応を実施する必要がある。

輸出税を引き上げる措置

丸太輸出税引き上げ

<措置の概要>

ロシア政府は、2007年2月7日、前年12月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げを発表した。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007年7月1日にそれまで6.5%であった輸出税率が20%に、2008年4月1日に25%に引き上げられた。さらに、2009年1月1日には80%に引き上げる予定とされていた。

なお、丸太の輸出税の引き上げと同時に、紙・パルプ等の木材製品の輸出税の引き下げ・撤廃措置も導入されたが、これら一連の措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を狙ったものである。

<国際ルール上の問題点>

WTOにロシアが未加盟であり、また、WTO協定上も輸出税に関する規定がないため、本措置に関して国際貿易ルールに基づいた問題提起は難しい。

しかしながら、本措置が発表された時点において、①世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の約33%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと、等から、ロシア材

の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。

<最近の動き>

我が国をはじめEU（スウェーデン、フィンランド、バルト3国）等のロシア産丸太輸入国は、本措置を大変厳しく受け止め、我が国は、様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝えてきたところであるが、ロシア政府は国内木材加工産業の振興のためにやむを得ない措置であると主張してきた。このような中、ロシア政府は、（金融・経済危機といった世界的状況に配慮したとして）2008年12月24日付の決定で、丸太を含む一部品目について輸出税の引上げ措置の一年間の延期を行った。さらに、翌2009年12月23日付の決定で一年間の再延期を行い、ロシア産針葉樹丸太の輸出税率は25%に据え置かれた。2010年に入り、ロシアのWTO加盟交渉が進展する中で、ロシア産丸太輸入国は丸太輸出関税の段階的引き上げ措置を議論の焦点の一つとし精力的な交渉を行った結果、早期のWTO加盟を望むロシアは丸太輸出関税に関する態度を軟化し、2010年12月29日付決定によりこれ以上の丸太輸出税の引き上げを行わないと決定した。